

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月27日

提出者

25番 深 沢 達 也

10番 桑 津 昇太郎

4番 梶 雅 子

8番 島 崎 義 司

16番 田 中 節 男

21番 田 辺 あき子

23番 斉 藤 シンイチ

24番 露 木 正 司

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所 管
総務委員会	7人	1 （略） 2 環境生活部生活経済課、交流事業課、 <u>戸籍住民課</u> 及び市政センターに属すること。 3 （略）
文教委員会	（略）	
厚生委員会	7人	1 <u>福祉保健部</u> に属すること。 2 環境生活部 <u>保険年金課</u> 、環境政策課、ごみ総合対策課及びクリーンセンターに属すること。
建設委員会	（略）	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市組織条例の一部を改正する条例（平成20年3月武蔵野市条例第3号）の施行等に伴い、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			
名称	定数	所 管	
総務委員会	7人	1 （略） 2 環境生活部生活経済課、交流事業課、 <u>市民課（国民年金に関するものを除く。）</u> 及び市政センターに属すること。 3 （略）	字句の改正
文教委員会 （略）			
厚生委員会	7人	1 <u>健康福祉部</u> に属すること。 2 環境生活部 <u>保険課、市民課（国民年金に関することに限る。）</u> 、環境政策課、ごみ総合対策課及びクリーンセンターに属すること。	字句の改正 字句の改正
建設委員会 （略）			